

令和7年度 宮城県・仙台市

屋外広告物講習会開催要領

屋外広告物の表示等に関し、必要な知識を習得していただくため、令和7年度の屋外広告物講習会を宮城県及び仙台市の共同により開催します。なお、屋外広告業を営む場合は屋外広告業の登録が必要であり、その場合には営業所ごとに講習会修了者等を業務主任者として置かなければなりません。

1. 開催日 令和7年10月23日（木）及び24日（金）の2日間
2. 開催場所 宮城県仙台合同庁舎1001会議室（別紙案内図参照）
仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号
3. 定員 50名
4. 講習会の課程及び時間割

月 日	時 間	課 程
10月23日 （木）	9：20～9：50	受付
	10：00～11：50	広告物に係る法令に関する課程（屋外広告物法・条例、都市計画法）
	13：00～15：00	広告物の表示方法に関する課程（色彩関係）
	15：10～17：10	広告物の施工方法に関する課程（照明広告物）
10月24日 （金）	10：00～10：35	広告物に係る法令に関する課程（建築基準法）
	10：45～11：30	広告物に係る法令に関する課程（道路法、道路交通法）
	12：30～14：30	広告物の表示方法に関する課程（デザイン関係）
	14：40～16：40	広告物の施工方法に関する課程（一般広告物）
	16：40～17：00	修了証交付・閉会

5. 申込手順等

（1）申込期間 令和7年9月12日（金）から9月26日（金）まで

- ※ 持参の場合、土・日・祝日除く、受付時間9:00-12:00、13:00-17:00
- ※ 申込期間内でも定員に達し次第、受付終了となります。
- ※ 申込期間外での申込は、受付しておりません。

（2）申込方法 受講申込先（宮城県または仙台市）に必要書類をご提出ください。

- ※ 宮城県知事あて、仙台市長あて、どちらにお申込みいただいても講習会修了の効力に変わりはありません。また、両方にお申込みいただく必要はありません。
- ◇ 宮城県知事あての場合は郵送でも受け付けます。（9月26日（金）当日消印有効）郵送の場合は書留でお送りください。宮城県では、みやぎ電子申請サービスでの申請も受け付けています。
- ◆ 仙台市長あての場合は持参に限ります。

〔受講申込先〕

◇ 宮城県知事あての場合

（1）紙申請

宮城県土木部都市計画課行政班 〔宮城県庁9階〕

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL：022-211-3132 FAX：022-211-3295 E-mail：tosikes@pref.miyagi.lg.jp

（2）電子申請

みやぎ電子申請サービスより申請いただけます。

フォーム名：【宮城県】（11）屋外広告物講習会申込_土木部都市計画課

<https://logoform.jp/form/GQGB/913126>

◆ 仙台市長あての場合

仙台市都市整備局計画部都市景観課

〔仙台市役所二日町第5仮庁舎（オンワード樫山仙台ビル12階）〕

〒980-8671 仙台市青葉区二日町12番34号

TEL：022-214-8288 FAX:022-214-8300 E-mail: tos009120@city.sendai.jp

※ 二日町第五仮庁舎に駐車場はございません。お越しの際は公共交通機関をご利用いただくか、お車でお越しの場合は仙台市勾当台公園地下駐車場または仙台市二日町駐車場をご利用ください。

6. 提出書類等 ※提出部数各1部

① 屋外広告物講習会申込書

② 履歴書（様式は任意）

③ 写真（申込前6か月以内に撮影した縦6cm、横4cmの上半身脱帽のものを申込書に貼付）

④ 受講手数料 4,000円（納入された受講手数料は返還しません。）

※ 「7. 課程の一部免除の対象者」の表に該当する方は、受講手数料と講習会の課程が一部免除されますので、これを証明する書面（例：資格証明書の写し等）を添付してください。

手数料の納入方法（本申込み時）

◇ 宮城県知事あての場合

（1）紙申請

宮城県収入証紙^{※1}又はセルフレジ（県庁又は宮城県内各合同庁舎に設置^{※2}）から発行される「レシート（提出用）」を①申込書の収入証紙欄に貼ってください。

※1 収入印紙ではありません ※2 セルフレジは仙台土木事務所には設置はされていません。

（2）電子申請

電子申請システムLoGo フォームよりクレジットカード又はPayPayによりお支払いください。①申込書の収入証紙欄は空欄のままで構いません。

◆ 仙台市長あての場合：受付時に現金で納入してください。

7. 課程の一部免除の対象者（宮城県知事あて、仙台市長あてともに同様です。）

講習会の課程の一部を免除する者	免除する課程	免除する手数料の額
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づきデザイン科に係る職業訓練指導員免許を受けた者又は工業デザイン科若しくは商業デザイン科に係る職業訓練を修了した者	広告物の表示方法に関する課程	500円
建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士の資格を有する者	広告物の施工方法に関する課程	500円
電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者		
電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者		
職業能力開発促進法に基づき帆布製品科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、帆布製品製造に係る技能検定に合格した者又は帆布製品製造科に係る職業訓練を修了した者		

8. 使用するテキスト

（1）法令に関する課程・表示方法に関する課程

会場にて配布します。

（2）施工方法に関する課程

一部講義で、株式会社ぎょうせい発行の「屋外広告の知識 第4次改訂版（設計・施工編）」（定価2,724円（税込））を使用します。必ず持参もしくは当日購入によりご準備願います。当日購入を希望される方は、初日（10月23日）受付時に会場で販売します。

※ 施工方法に関する課程の受講免除となる方は、使用する科目がございませんので、注文の際はご注意ください。

9. そ の 他

- 講習会申込書は、宮城県土木部都市計画課、県内各土木事務所及び登米地域事務所、権限移譲市町の栗原市、東松島市及び大和町並びに仙台市都市整備局都市景観課、市役所本庁舎市政情報センター及び各区役所街並み形成課で配布します(県・市ホームページからのダウンロードもできます。)
- 講習会申込書を郵送で請求する場合は、宛先を明記した返信用封筒(切手を貼ったもの)を同封してください。

令和 7 年度宮城県・仙台市屋外広告物講習会 会場案内図

1. 日 時 令和 7 年10 月 23 日(木) 10:00~17:10 (受付時間 9:20~9:50)
令和 7 年10 月 24 日(金) 10:00~17:00
2. 場 所 宮城県仙台合同庁舎 1001 会議室
3. 住 所 仙台市青葉区堤通雨宮町 4 番 17 号



○地下鉄ご利用の場合

仙台市営地下鉄「北四番丁駅」から徒歩約 10 分

仙台市営地下鉄「北仙台駅」から徒歩約 10 分

○JR をご利用の場合

JR 仙山線「北仙台駅」から徒歩約 10 分

○バスご利用の場合

バス停「宮城県仙台合同庁舎前」下車徒歩 3 分

○駐車場について

駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。